

平成25年第2回竹原市議会定例会会議録

平成25年6月20日開議

(平成25年6月20日)

議席順	氏名	出席
1	山元 経穂	出席
2	高重 洋介	出席
3	井上 美津子	出席
4	山村 道信	出席
5	大川 弘雄	出席
6	道法 知江	出席
7	宮原 忠行	出席
8	片山 和昭	出席
9	北元 豊	出席
10	稲田 雅士	出席
11	松本 進	出席
12	吉田 基	出席
13	脇本 茂紀	出席
14	小坂 智徳	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口 広崇

議会事務局係長 住田 昭徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	桶 本 哲 也	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	宮 地 憲 二	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	後 藤 博 光	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
商 工 観 光 室 長	國 川 昭 治	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 川 隆 二	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
公 営 企 業 部 長	後 藤 博 光	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第 4 一般質問

日程第 1 報告第 4 号 和解に応じることについて

日程第 2 報告第 5 号 竹原市税条例の一部改正について

日程第 3 報告第 6 号 竹原市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 4 議案第 39 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

日程第 5 議案第 40 号 市道路線の変更について

日程第 6 議案第 41 号 工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第 42 号 竹原市子ども・子育て会議条例案

日程第 8 議案第 43 号 竹原市税条例の一部を改正する条例案

日程第 9 議案第 44 号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

日程第 10 議案第 45 号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案

日程第 11 議案第 46 号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案

日程第 12 議案第 47 号 竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 13 議案第 48 号 平成 25 年度竹原市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 49 号 特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 15 議案第 50 号 竹原市職員の給与の特例に関する条例案

日程第 16 発議第 25-5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

午前10時00分 開議

副議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位6番、大川弘雄君の登壇を許します。

5番（大川弘雄君） おはようございます。

明政会の大川弘雄です。ただいまより平成25年6月定例会における一般質問を行います。

これは、歌ではないんですけども、あれはたしか3年前、いろんな不満が山積し、新しいものに対する希望・期待に満ちあふれていたのでしょうか、熱狂的な選挙戦に圧勝した民主党による政権交代も、ある意味では必要だったのかもしれませんが、結果を焦り過ぎたのか、思ったよりもあっけない幕引きを迎えました。それではというと、また旧態依然の古い自民政権に戻るのかと思いきや、再び安倍さんを指導者に指名したのにもかかわらず、まるで新自民主党になったようであります。これは、若い優秀な人を重要ポストに置き、アベノミクスなる3本の矢という政策によって、長い間日本経済の負のスパイラルであったデノミから脱却できるかもしれない環境になりつつあるようであります。日銀総裁も、安全型で、悪影響が出るかもしれないと思ってか、余り踏み込んだ金融政策ができなかった人にかわり、積極的に政策を思い切って打ち出す人になり、全ての人々が同じベクトルに向かっていくように見えます。もちろん安全策、積極策、そのどちらも大切であり、慎重であることは大事なことでありますが、誰が、いつ、どちらかを選択するかで、事態は大きく変わるのだということがよく理解できた、大切な経験であったと思っています。これは、竹原市においても同様であり、要約すると、物事というものは、優秀な人をどのように適材適所に置けるかというところから始まる、そういうことではないでしょうか。昔から、経済は生き物と言われてますので、今日本経済が好転する材料がどんどん出てくることを祈るばかりです。

さて、我が竹原市であります。1つは庁舎移転、市民館、図書館などの建築等を初めとするコンパクトシティーの創造に向けて大きくかじを切る機会を得ようとしているようであり、もう一つは、J-POWERの新1号機の建設が上げられます。5月23日、J-POWERによる議員説明会において、新1号機の建設計画においては環境アセ

スメント関係が計画どおり良好に進んでいるとの説明があり、ぜひとも予定どおり順調に推移し、建設工事の着工から完成まで、作業が安全に行われますようお願いする次第であります。

この環境に優しいとされる新1号機ですが、今の1号機、2号機のリプレースとして建設されるもので、予算総額は約1,000億円を見込んでいるものだそうです。このようなビッグプロジェクトに市内業者がかかわることができたのであれば、またゼネコン関連の従業員の人たちが市内に宿泊していただければ、竹原市の経済にとって、この上ないことであると考えerわけであります。このことにつきまして、市長の御意見をお伺いしたいと思ひます。

次に、国際教育特区についてお聞きします。

政府の教育再生実行会議がまとめました、国際化社会における人材育成と大学改革の提言素案によると、小学校5、6年生で英語を正式教科とすることや国際教育特区を設けることなどが柱で、英語を使うことができ、留学する日本人をふやすための施策が中心となっているようです。具体策としては、現在は小学校5年、6年生の週1回の外国語活動として実施している英語を正式な教科に格上げすることや、中学校で一部の英語教育を日本語を使わず行うことも掲げ、国際交流団体と連携して、外国人らとキャンプなどの自然体験に取り組むことなども盛り込んでいます。また、海外の有名大学の学部を丸ごと誘致するなど、制度の枠を超えて取り組む自治体を対象に国際教育特区、これを新設することも提案したとあります。通常大学の誘致競争には現実的には厳しいであろうと思ひれております竹原市にとって、この国際教育特区の活用は、大きなチャンスに変えられるのではないのでしょうか。教育長の所見をお聞きします。

3番目に、地域SOSシステムについてお聞きします。

これは、住民同士が見守りや声かけができる地域の特性を生かして、地域と市、消防、新聞事業者、郵便事業者などが連携して、認知症の高齢者などが行方不明になったとき捜索するというもので、三重県名張市が独自のマニュアルを策定したものです。竹原市でも、10年ほど前に、忠海で行方不明の方を1週間以上、延べ人数にして100人以上で毎日毎日いろんなところを捜しましたが、結局のところ警察、消防だけでは捜し切れなかった苦い記憶を思い出します。ぜひ竹原市でもこのようなシステムを取り入れ、行方不明の人が出て、すぐに見つかる体制を築くべきだと思ひますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

4番目として、津波を想定した防災マップの活用についてお聞きします。

今話題の南海トラフを震源とする巨大地震などによる浸水被害の想定がまとめられました。広島県は、最悪被害を推計したところ、以前国が想定していたものの11.8倍、竹原市では1センチ以上の浸水面積が4.26平方キロ、1メートル以上の浸水面積は2.05平方キロ、最大津波水位が3.1メートルで、最高水位に達する時間は、最短の廿日市市で、発生から3時間38分とされています。このような災害においては、防災マップを有効活用して、上手に避難するほかありません。減災が言われる今、どこまで、どのように避難すればよいのか、その表示と訓練が必要であることは言うに及びません。江田島町では、海拔表示板も整備し、安否確認、ルート確認のための全市民対象の避難訓練を実施しています。全市域を同時にやることで、より災害発生時に即した訓練になるとしています。同じ瀬戸内海に面している市であるのに、島と陸の違いなのでしょう。市民が安全で安心して住みやすい竹原市を目指して行動が必要と考えますが、いかがお考えですか。

最後に、市職員の市外研修の意義、必要性についてお伺いします。

このたび、議員の政務調査費が政務活動費と変わり、額もふやしていただきましたので、また使いやすくなりましたので、初めて他会派の人たちと合同視察研修に行ってみました。そこには、以前私が一般質問に使わせていただいた長野県の下伊那郡下條村というところがありました。ここは、まちおこしの一環として、町営住宅をたくさん建て、若者層を村に呼び込む事業を行っており、一定以上の成功をおさめた有名な村です。もう一つは、長野県木曾郡南木曾町で、ここは江戸時代の信州中山道の木曾路の妻籠宿の伝統を継承し、一番最初に重要伝統的建造物群に指定されたことにより、平成5年には約100万人の観光地利用者が訪れ、まちづくりに寄与した誰もが知っている有名どころです。読み物では、そのくらいのことは十分に理解できるでしょうが、事務局職員が無理を言っていたおかげで、下條村の名物村長さんは残念ながら出張中だったのですが、超多忙な総務課長さんが対応していただき、そして妻籠宿ではその道の超有名人の小林さんという方に、今日に至るまでの苦労話を長時間聞かせていただきました。その話の中で、現在ではだんだん観光客が減少して、人口も減少してきているんだと言われたので、私は、竹原市も同じようなものを持っているわけで、竹原市の町並み保存地区のように、妻籠もNHKの大河ドラマや映画を誘致されればいいんじゃないんですかというふうに、簡単に聞いてしまいました。そこで、あなたは、そこに住む人のきずな、かかわりの

大切さをもっと勉強しなさいというふうに、大変なお叱りにあったということでありま
す。要は、私が物で読んだものと実際に行って、聞いたり見たりするものとは、本当に
大きな違いがあったということでもあります。当たり前のことですが、こうも違うものかと
思い知らされました。

職員教育は、人材育成の根幹であります。前述で述べましたように、成功の秘訣は優秀
な人材を育て、適材適所に配置することができることであると考えます。そのためには、
まず職員が他所を多く見て歩くことから始まるのではないのでしょうか。

これにて壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 大川議員の質問にお答えをいたします。

2点目の御質問につきましては、教育長がお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。竹原火力発電所の新1号機設備更新計画
は、同発電所にある3機の発電設備のうち、昭和42年及び昭和49年に運転が開始され
た既存の1号機、2号機を最新鋭の新1号機に更新するものであり、平成26年の工事開
始、平成32年の運転開始に向けて、現在、環境影響評価の手続が行われているところ
であります。

設備更新による本市経済への波及効果や市財政へ影響についてであります。設備投資
による税収増に加え、市内事業者の受注拡大のほか、工事期間中において多数の工事関係
者が本市に滞在することなどにより市内の消費拡大が見込まれるなど、設備更新が本市経
済に対しよい影響を与えてくれるものと期待しているところであります。

今後、この計画が順調に推進されることを願うとともに、本市としても、円滑に事業が
進められるよう、地元経済界や議会、地元自治会の皆様と連携しながら、必要な支援、協
力を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問についてであります。地域SOSシステムにつきましては、三
重県名張市において、平成24年8月から運用されており、高齢者などが行方不明になっ
た場合、地域住民と市が連携して捜索に当たるマニュアル、地域の体制と仕組みのことで
あります。内容としましては、行方不明者が出た場合、まず家族から捜索依頼を受けた自
治会や地区が市消防本部に連絡を行い、事件性のないことを確認し、家族の了承を得た上
で、公開捜索に切りかえ、家族からの情報収集やチラシなどの準備を行います。その後、

該当地域の集会所などに地域SOS本部を開設し、捜索に参加できる市民や捜索場所、期間などを地域主導で決定し、活動を開始します。また、市内の新聞販売店やタクシー会社、福祉施設などとも連携をし、市民全体で行方不明者を捜すという仕組みであり、地域の危険な場所や迷いやすい場所などを深く理解した住民が捜索を行うため、より効率よく捜すことができるということが特徴の仕組みとなっています。

本市においては、高齢者の行方不明の事案が発生した場合、家族から警察に捜索願が出され、警察が市や地域包括支援センター、消防署と連携し対応に当たるとしておりますが、加えて、平成24年1月から、あんしんホルダー登録システムを創設しております。このシステムは、個人専用の登録番号を記入した、あんしんホルダーを身につけておくことで、ひとりで外出したときに突然倒れたり、事故に遭い、緊急搬送される場合に身元を確認する手段として、速やかに家族に連絡がとれるものであります。また、認知症の方が道に迷い、家に帰れなくなって困ったときなどにも役立ち、ひとり暮らしで、御家族が遠方に住んでいる方の安心にもつながるシステムとなっております。さらに、本年3月からは、あんしんホルダーの持ち忘れにより登録番号がわからず、家族などに連絡がつかないという事態を防ぐことができる、あんしんシールも作成し、ホルダーとあわせて渡しております。

あんしんホルダーとあんしんシールは、セットで、申請によりお渡ししており、地域の方がこのホルダーとシールに気がつき、竹原市地域包括支援センターや竹原警察署と連携して家族に連絡をとることができる仕組みとなっており、引き続き制度の周知に努め、あんしんホルダー登録システムの仕組みの検証を行うとともに、必要に応じて地域SOSシステムなど、他団体で取り組まれている、その他の事業も参考にしながら、より実効性が高いものとなるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問についてであります。平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日に示しました。その中で、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に2つのレベルの津波を想定する必要があるとされております。1つは、レベル1津波と言われる、海岸堤防などの構造物によって津波の浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する、比較的発生頻度の高い津波で、もう一つはレベル2津波と言われる、住民避難を柱とした、総合的防災対策を構築する上で想定する、最大クラスの津波であります。

こうした考え方を踏まえ、広島県では、これまでの広島県津波浸水想定図の見直しを行い、新たな想定図を作成したところであります。この想定図は、広島県地震被害想定調査検討委員会において検討を行い、あらゆる可能性を考慮し、内閣府が公表した津波断層モデルに加えて、瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震による5つの津波を選定し、護岸や防波堤は機能しない、堤防は地震前の25%の高さまで沈下するなど、諸悪条件下を前提に計算条件を設定し、浸水シミュレーションを行ったものであります。

本市におきましても、この広島県津波浸水想定図を踏まえ、指定避難場所へ海拔表示板を設置するなど、住民への周知啓発に努めているところであります。

避難訓練につきましては、住民自治組織や自治会、学校を単位とした各地域における自主防災訓練が、消防署や消防団の指導、協力のもとに行われているところでありますが、東日本大震災以降、訓練のメニューについて、津波を想定した避難訓練もふえているところであります。また、本年3月には、西日本旅客鉄道株式会社がJR忠海駅において津波対応訓練を実施し、市民の安全・安心に取り組まれております。

広島県においては、本年9月4日に、県内一斉防災訓練を実施することとしております。この訓練は、地震の発生を想定し、同日午前11時に広島県民が一斉にそれぞれの場所で、姿勢を低くして身を守る安全行動を行うもので、現在広島県が訓練への参加を呼びかけているところであり、本市といたしましても、この訓練への市民の参加について周知を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、これらのさまざまな地域、団体、機関が行う訓練や市の総合防災訓練を通じて、市民一人一人がみずからの防災意識を高める機会となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目の御質問であります。本市を取り巻く社会経済情勢は、少子・高齢、人口減少社会への移行、経済のグローバル化や社会の成熟化、地方分権の進展など、大きく変化しており、多様な市民ニーズや地域の課題に的確に対応し、市民の期待するサービスをできるだけ良質な形で、主体的、効率的に提供するとともに、多様な主体との協働のもとで、創意工夫を生かした施策の展開や独自の地域づくりが求められております。

このような中、市民の信託に応えながら、さまざまな環境変化や課題に柔軟に対応し、まちづくりや行政運営に取り組むためには、それを推進する組織の力が必要不可欠であり、その担い手である職員の力を引き出し、伸ばし、結集して、生かすことが重要であると考えております。このため、本市では、竹原市の職員として高い志を持ち、本格化する

分権型社会を担い、時代の変化に的確に対応できる人材を育成するため、竹原市人材育成基本方針を策定し、この方針に示す、求められる職員像の実現に向けた人材育成や能力開発に取り組んでいるところであり、職場外研修の充実を職員の能力を高める重要な研修の一つとして捉え、職員として必要な知識や技能を体系的、集中的に習得するとともに、意識改革や他の地方自治体職員との人的ネットワークの拡大を図る、貴重な機会と考えております。

具体的な取り組みとしては、県、市町が共同で設立した、ひろしま自治人材機構の研修制度を活用し、職階や経験年数、行政課題などに応じた研修のほか、専門性の高い知識、スキル等を習得するため、全国の市町村共同の研修機関である市町村アカデミーの研修にも職員を派遣しているところであります。

さらに、地方公共団体間の派遣研修は、先進的な行政手法の実地での習得や幅広い視野の涵養等の利点があることから、広島県や他の地方公共団体との人事交流などを行っているところであり、また各部署において他の地方公共団体を訪問するなどして、それぞれの業務に応じた先進自治体の事例を調査研究しているところであります。

このように、さまざまな形式、手法を取り入れ、計画的、効果的な人材育成を推進するとともに、職員一人一人のやる気を高め、職員の育成につながるような適材適所による配置など、職員が仕事に対する意欲を維持向上することができるよう取り組みを推進しているところであります。

今後におきましても、市民にとって満足度の高い、個性豊かな、活力に満ちた地域社会の実現を図るための職員の意識改革や政策形成能力の向上に向けた人材育成に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

副議長（道法知江君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 大川議員の国際教育特区にかかわる御質問にお答えします。

現在、政府において実施されております教育再生実行会議では、未来の我が国を担う人材の育成に向けた議論が展開されております。教育再生は、個人の能力を最大限引き出し、一人一人が国家社会の形成者として社会に貢献し、責任を果たしながら自己実現を図り、よりよい人生を生きられる手だてを提供するという教育の機能が十分果たせるようにする改革であると言われております。

先般5月28日に公表された教育再生実行会議の第3次提言素案では、我が国の大学を

絶えざる挑戦と創造の場へと再生することは、日本が再び世界の中で競争力を高め、輝きを取り戻す、日本再生のための大きな柱の一つであるとされております。また、大学の機能強化の取り組みに当たっては、国家戦略として中・長期的展望に立ち、日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、世界に打って出たり、外国人を迎え入れて交流したりすることでできる人材を育成していくことが重要であると述べられており、その実現に向けてさまざまな方策が提言されております。それらの提言の中で、世界に伍して競う大学の教育環境をつくるために、日本国内において世界水準の教育を享受したり、日本人研究者が海外の研究者との共同研究を質、量ともに充実したりできるようにすることが掲げられております。そのために、国は、海外のトップクラスの大学の教育プログラムや教員等を丸ごと誘致して、日本の大学と学科、学部等を共同設置するなどの、現行制度を超えた取り組みが可能となるような制度面、財政面の環境整備を行うこととされております。

また、大学等の教育機関、地方公共団体が本提言に示すようなグローバル化に対応した教育環境を整備する上で効果が期待される場合には、国は、必要な規制改革や支援措置を講ずるとともに、その際政府の産業競争力会議において議論されている、国家戦略特区等を活用した取り組みへの支援を考慮することなども掲げられております。

これらの提言の文面からは、大学誘致は日本の既存の大学との共同設置によるものであることや、国家戦略特区を活用することなどが想定されていることから、その具現化については容易ならざるものであると予想されます。

この提言素案が公表される前の5月16日に、一部マスコミから、海外の有名大学の学部を丸ごと誘致するなど、制度の枠を超えて取り組む自治体を対象に、国際教育特区を新設することも提案したとの大枠の報道がなされておりますが、現時点では、政府の諮問機関からの提言が今後どのように実現に向けて動き出すのかは未知数の部分が多く、関連する法整備も含めて、さまざまに紆余曲折が見込まれますので、これからの動向を注視してまいりたいと思います。

竹原市教育委員会といたしましては、グローバル化に向けた教育改革の重要性について認識し、児童・生徒のICT活用能力の向上を図るとともに、ALT、いわゆる外国語指導助手3名の直接雇用を図るなどして、英語教育の充実にも取り組んでおります。今後も引き続き、国際社会の平和と発展に寄与する人材の育成を図るとともに、未来を開く新たな教育への挑戦を継続してまいりたいと思います。

以上、答弁を終わります。

副議長（道法知江君） 5番。

5番（大川弘雄君） ありがとうございます。

それでは、発言通告に沿って、順次再質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1番目の市内業者に仕事をしていただいて、竹原市を活性化させようじゃないかというものですけども、J-POWERさんが計画している事業があります。現在稼働中のものとしては、出力が25万キロワットの1号機、そして2号機が35万キロワット、3号機が70万キロワットというふうな発電所があります。このうち1号機、2号機の更新として、新しい1号機を、60万キロワットだそうですけども、この出力のものを建設する計画と聞いております。この新1号機ですけども、環境的に見ても、今の1号機、2号機と比較しても、技術的に格段にすぐれており、環境に優しい、最先端の石炭火力発電であるとされています。そして、この事業は、平成26年、来年ですね、6月から始まる予定の貯炭場の建設、これは旧津田木さんの跡地になるわけですが、石炭を貯蔵しておくところをつくるわけでありまして。そして、平成28年からは、新1号機の本体工事の建設が始まる。そして、その完成は、平成31年の運転開始というふうにあります。予算は、1,000億円を下らないであろうということでした。世界的に見ても、ビッグなプロジェクトであります。こういうものが、竹原に来る。大変幸せなことであるというふうに思っております。

しかし、またこれに伴う竹原市の経済に伴う波及効果というものは、答弁にもありましたけども、大変なものがあります。しかし、この経済波及効果というものは、あくまでも波及効果ですから、やり方によっては、小さいものにもなりますし、頑張れば大きなものにもなる、このように思う次第でありますので、この質問をさせていただきました。

今の竹原市の経済は、私が思うに、産業全体がかなりの部分で疲弊しております。どこの店に行っても、どこの会社に行っても、元気ですよというところは、余りありません。そこで、経済の波及効果が、J-POWERの建設工事に当たる波及効果が最大限になるようなことを考えていかないといけない。これは、もちろん市長を初め、我々も、市民の方も皆さんがそう思っておられると思います。

そこで、やはりただ待っていてもそうはならないわけです。そこで、私は、提案していきたいのは、今見える経済波及効果というもので、固定資産税等の税収は置いておきまし

て、2番目に出てました市内業者の方がこの事業に関連する事業の受注を受け、仕事量が拡大することによる効果が大きいのではないかと。これにつきましては、常々市長も申されております。竹原市のことは竹原市で、竹原市内の業者ができることは竹原市内の業者でやりますよというふうにおっしゃられておりますし、かなりの部分でも公的な建設などでも、JVを組んだりして、竹原の業者が行っております。大変いいことだと思います。それは、施主のJ-POWERさんも御存じですし、これに関連するゼネコンの方も、それはわかっていると思いますので、ここでは言いません。

次の、工事期間中に事業関係者がどこに滞在するか、これがポイントになってくると思って質問しております。今見ると、竹原市の宿泊施設は、大変不足しているというふうに思っています。なぜなら、発電所の定期点検などで人が、年に2回ぐらいあるんですけども、その時に泊まる場所がないんです。そして、三原に行ったり、東広島に行ったり、いろんな理由もあるんですけども、基本的には宿泊施設が圧倒的に不足しているということを知っております。そして、今でもそうですから、この建設が始まると、うわさでは1,000人とも2,000人とも言われるんですけども、多くの人作業従事のために他県からやって来られます。そして、その人たちがどこに泊まるのかということを確認したいという思いがありますので、いろんな人にいろんな協力をしていただくんですけども、実際にいつからその人たちが何人来るのかということがわからないと、家を貸すにも、俗に言う飯場というんですか、泊まる場所をつくるにも、ホテルを建てるにも、計画がしづらいですね。

そこで、ぜひお願いしたいのが、これは行政ですので、できることには限度がありますが、情報ですよね。例えば、前回の説明では、その前は新1号機が完成した後に旧1号機、2号機の撤去があったということでしたが、今回の説明では、それが変更になりまして、我々が知ってる限りでは、その1号機は2年前、2号機は1年前から取り壊すと。要は、工事期間が圧縮された分、短くなるということでしょう。そういったことも、やはり情報として早く伝わらないと、家を提供する人たちも困るわけです。ぜひ、行政でできること、できる範囲は限界がありますが、できるだけ早い状況の提供をお願いしたい。

そして、今竹原市に空き家バンクなるものもありますので、このようなものも活用して、要は民宿までいなくても、一戸建て、アパート、あいている家を売ったり貸したりする、そういった民間の活力を促すということが大事になってくるのではないかと。

ふうに考えるわけですが、そのあたりの活用はできますでしょうか。

副議長（道法知江君） 順次答弁願います。

財政課長。

財政課長（塚原一俊君） ただいま御質問いただきましたとおり、このたびの工事に関しましては、さまざまな波及効果が見込まれ、好影響を与えるものと考えております。

御質問にありました情報提供のお話でございますけれども、当然電源開発さんのほうにも、この件についていろいろ考慮されていることだと思えます。行政といたしましても、そういった情報を逐次収集し、情報提供していきたいと考えております。

また、今回の件につきまして、滞在ですね。平成26年から32年までの工事といった内容で、大変多くの工事関係者の方が長期間にわたって竹原市にかかわっていただけるということになっております。そういったことで、今御指摘のありましたとおり、空き家バンクであるとか、そういった市内の宿泊所の関係等調整しながら、また先ほども申しました、繰り返しになりますが、J-POWERさん等のほうとも調整しながら、なるべく経済効果を竹原市へ取り込めるよう、また竹原市財政にとっても好影響を与えていただけるように、情報提供等努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（道法知江君） 商工観光室長。

商工観光室長（國川昭治君） 空き家バンク制度につきまして説明をさせていただきます。

空き家バンク制度につきましては、賃貸借や売買を考えている所有者の皆さんから登録の申し出があった空き家情報を市のホームページに紹介し、広く情報を提供する制度でございます。市内の空き家を有効活用いたしまして、定住促進による地域の活性化を目指すものでありまして、今回の短期的な利用については、特に想定はされておりませんが、登録件数が少ないという状況にもございますので、関係者等と連携をいたしまして、登録件数がふえるよう周知を図ってまいりたいと考えております。

副議長（道法知江君） 5番。

5番（大川弘雄君） ぜひそういった取り組みをしていただいて、ほんと一人でも多くの人が竹原に滞在していただけるような活動をしていかないといけないというふうに思っております。

うわさですけども、駅前にホテルが建つのではないとか、大変すばらしいことも聞き

ますけども、それも大切です。しかし、あいてる家もいっぱいありますので、それらも使っていて、何か前回の話では、6人とか7人のチームで作業される方たちも多いそうですので、一戸建てが安くて活用しやすかったというふうなことを聞いたこともあります。そういったこともありますので、ホテルだけ、アパートだけでなく、そういう一戸建てでも使うようでもありますので、ぜひ竹原市内で住んで、食べて、飲んでいただく、生活していただく、そういうことが竹原市の経済の波及効果につながり、ひいては住みやすさ実感竹原、これを目指すことになるんだと思います。ぜひよろしく願いいたします。

次ですけども、国際教育特区、これは私は新聞で知りました。大変、私もせっかちですんで、これを読んだ途端に飛びついてしまったんですけども、答弁を聞くと、なかなか大変なところもあるのかなという思いです。

私がこれに飛びついた理由は、教育委員会でいいんですかね、竹原市内の教育ですけども、要は人材の育成ですよ。竹原市自治特区にしては、人材育成というものは大変重要になってくるというふうに思っております。その中で、竹原市内には2つの高校があります。しかし、現状では、ともに小規模校であります。歴史的に見ますと、その存在意義としては大変すばらしいものがあつたと考えておりますが、小規模校となっております。

そこで、質問ですけども、県教委ですよ、県は小規模校のあり方についての協議会というものを設置しておりますが、県の高校の適正配置の考え方はどのようになっているのか、竹原の教育委員会でわかる範囲で教えてください。

副議長（道法知江君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 失礼いたします。

県の教育委員会が示しております、県立高等学校の再編整備計画につきましては、平成21年から今年度25年までの5年間の計画が進行しております。こうした中で、さまざまな小規模校について統廃合を含めた検討がされておるわけですけども、その中で教育課題を少しでも解決していくという意味で、連携型の取り組みをしていこうということで、現在、竹原高等学校と忠海高等学校のほうで連携の取り組みを進めておられる状況でございます。具体的には、世界史等の社会科の教員が、県発令を受けまして、両方の学校に指導に行ったり、あるいは例えばブラスバンド部のように、一緒に部活動をして取り組みをしたり、合同百人一首大会も先日行われましたけども、こういったような2つの学校が連携して、それぞれの学校の特色ある取り組みをして盛り上げていこうという取り組みをなされているのが状況でございます。

向かっていくためには、俗に言う英語をしゃべるということが不可欠であります。

竹原市は、現在電子黒板ですね、ICTを使ったり、その授業をしたり、小中一貫教育など、どんどん新しいビジョンに向けてチャレンジしているわけでありまして、さらに国際交流の団体などを活用して、コミュニケーション能力を向上することを目指した活動が教育が必要ではないか、さらにさらに必要ではないかという思いがあります。そのあたりの答弁はいただけますでしょうか。

副議長（道法知江君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） ありがとうございます。

竹原市教育委員会の目指す教育ビジョンに基づいて、現在、小中一貫教育としてICT教育の推進ということで、まずこれもグローバル化社会あるいは知識基盤社会の到来に向けた我々の一つの取り組みであると認識しております。

そうした中で、さらなる一歩前へ進めるためにどういった考えを持っているかということとでございまして、もちろん現在の取り組みを一步一步着実に前へ進めていくということが使命でございます。また、御提言のありました特区というのはなかなか難しいというふうに御回答させていただいておりますけれども、例えば研究開発校でありますとか、さまざまな研究指定校等、そういった我々の目指すビジョンの向こうにそういったチャンスが到来した場合は、着実にそれに向かってとっていけるような準備を平素から進めていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

副議長（道法知江君） 5番。

5番（大川弘雄君） ぜひ竹原市の、僕たちは無理でしょうけれども、若い人たちが皆さんが授業を英語でやってますよというふうな町になっていただきたいという思いです。

次ですけれども、地域のSOSシステムというものがあります。これを思ったのは、10年ほど前ですか、忠海であるおばあさんが行方不明になりました。消防団含めて、10日ほど捜しましたけれども、見つかりませんでした。結局わからないままですというふうに聞いております。僕が思ったのは、消防団が毎日20人か30人であっち行ったりこっち行ったり、池の中とか捜すんですけれども、その辺を捜すということは、もうこの世の人ではないということですよ。そうでなくて、元気なときに見つけないといけない、そういう思いがありましたので、質問させていただいております。

捜してる途中で、あんたら消防団ぎょうさん、これ何しとんみたいな言葉が入ってくるんです。要は、捜してる人しかわからない。何をしてるかは、周りの人は何もわからな

い。いや、実はと言って、いろんな情報を聞いて歩くわけです。それでは、遅いというふうに感じました。そして、毎日いろんな方向に行くんですけども、見当がつかないんですよ、どこを捜せばいいのか。そういうことに対しても、この地域SOSシステムなるものを考えた町は、住民協働が行き届いているんでしょうね。竹原市も、そういうものができつつあるので、そういうものを活用して、即座にみんなで、誰かが捜すのではなくて、そこに住んでるみんなが捜して、早く見つける、そういったシステムをつくるべきだというふうに思っております。

竹原市は、あんしんシール、あんしんホルダー、これを非常にいいことだと思います。しかし、これは迷子の人を捜すにはもってこいですが、どこかに歩いていった人を捜すには、不向きであります。これを行うには、それこそGPSがついてなければ、捜しようがありません。もう少しGPSのシステムがよくなれば、時計とかなんか、手に巻いたり、首につけたりできるんでしょうけども、今はまだできませんので、ぜひ竹原市独自のそういうシステムの構築が急がれるというふうに思いますけども、そのあたりはどのようにお考えですか。

副議長（道法知江君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 地域SOSについての御質問でございます。

先ほど議員からもお話しありましたように、このシステムにつきましては、高齢者の方が行方不明になったときに、地域が主体で捜索に当たれるというものでございます。

本市におきましては、現在、議員のほうからもお話ありましたが、協働のまちづくりネットワークというところでございまして、現在の取り組みは防災が主体ということでございますが、全市的ではございませんが、一部では高齢者を支えることを地域課題として取り組みを進めていらっしゃる場所もあります。一方では、竹原市社会福祉協議会が、ふれあいサロン活動ということで取り組まれておりまして、高齢者を地域で支えるまちづくりということで進めております。

その取り組みと、現在、お話があります行方不明者の捜索が直接結びつくものではないとは思いますが、しかしながら、市民が地域で支え合いながら、安心して暮らすということで、認知症の話もございまして。もともと三重県名張市におきましては、認知症の高齢者等が行方不明になる事案が多発しているという状況のことから、今回このSOSシステムが策定されたとお聞きしております。そういった認知症などに対します正しい理解を含めまして、さりげない見守りや声かけができるという、こういった取り組みは、高齢者等の行

方不明者を出さない予防にもつながると考えております。しかしながら、迅速な搜索態勢という点におきましては、地域SOSシステムなど、他団体で取り組まれております他の事業は参考になる面もあると思われまますので、あんしんホルダー登録システムの仕組みの検証を行うとともに、他の事業を参考にしながら、より実効性が高いものとなるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（道法知江君） 5番。

5番（大川弘雄君） 今の現状では、主には消防団の招集なんですよ。そして、消防団が捜すだけでは、なかなか限界があります。ぜひ竹原市には、協働の町という立派なものが存在するところが多いですから、そういった組織を利用しながらやっていくのがいいんじゃないかなというように思います。また、どうしなさいというのは難しいですけども、よそではこういう地域SOSシステムがあるんですよということを紹介していただければ、またその町町で考えるんだと思います。ぜひよろしくお願いします。

次の災害時のための市民全体での避難訓練が必要ではないかというところに入ります。

以前、一般質問で、海拔の表示が必要ではないかというふうに訴えました。今、全国的にこの海拔表示をしておるようであります。今回、竹原市でも48カ所既に設置しているというふうにお聞きしました。よかったなというふうに思っております。ただ、この海拔表示板、あっただけでは何の意味もありません。これをいかに使うか。例えば、今避難したところの避難場所は、海拔が何メートルであるので、大津波が来たときには安全なのかどうかということが瞬時にわかる、そこでは危ないよと言って、もう一つ高いところに避難する、そういった活用をしていかなければいけないというふうに思っております。

私が視察に行ったところでは、東北の津波の件ですけども、避難場所にいて、そこは安全だと思って、だめだったというふうに言うておりました。せっかく避難しても、避難したところが危険なのでは意味がありません。ぜひこういうものを活用できる、どのように活用していくかということが大事だと思います。

ところででありますけども、県の想定で、私は理解しにくいところがあるんですけども、竹原市の津波高というものがいつも出てきますよね。何回も同僚議員が聞いておりますが、いまいちしっくりきません。もう一度お聞きします。竹原市における津波高3.1メートルということは、この数字の意味するところは、わかりやすく言うと、どこにいれば安全なのかといった、わかりやすさで説明できますでしょうか。

副議長（道法知江君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） このたびの県が想定を、もともとは国の中央防災会議の有識者会議のほうの南海トラフの巨大地震によります津波の想定という中で想定をされたものでございますが、現在、国の想定を踏まえて、県のほうでことしの3月にこうした津波被害想定というものを公表されたところでございます。

竹原市へ南海トラフの巨大地震による津波ということで、津波高3.1メートルという想定が出されております。これは、津波そのものの高さが3.1メートルということではございませんで、海拔表示で3.1メートルの高さまで来るということでございます。この想定としましては、具体的に満潮時に津波が襲ってきたときの際の海拔の高さをあらわすというものでございまして、そのように御理解をいただければと思います。ちなみに、今回県の南海トラフの巨大地震によります津波高、いわゆる津波の高さというものは1.3メートルという想定でございまして、最大波が到達するのに約347分かかるとであろうというような想定でございます。

それで、このたび竹原市内に、議員からも御紹介ありましたように、沿岸地域の避難場所、あるいはこれは学校の体育館ですとか、また公民館ですとか、そういった施設、あるいは学校のグラウンドですとか、公園など広い場所、一時避難所というふうに指定をいたしておりますが、そういった場所へ地盤の高さを表示する海拔表示板を設置したところでございます。

こうした海拔の表示板につきましては、今お話しのございました津波に備えまして、現在地の高さを知らせる表示をそうした公共施設等に設置することによりまして、住民の避難の目安になる、また防災意識を高めることにもつながるということから設置をさせていただいたものでございます。したがって、仮に南海トラフの巨大地震、これは科学的知見に基づきます最大クラスのもの、すぐに起きるというものではございませんが、起きたとしたら最大クラスの想定をした場合の津波高ということでございます。ですので、海拔3.1メートルという想定でございますが、そういったことを住民の方には御理解をいただいた上で、避難所等に設置しております海拔表示を避難の目安として御理解いただければというふうに考えるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

副議長（道法知江君） 5番。

5番（大川弘雄君） 要は、一番潮の高いときですよね、潮位の一番高いときの満潮時であっても、そのときに大津波が来ても、海拔3.1メートルの表示よりも高いところにい

れば安全だというふうに理解しております、それでいいんだと思うんですけども。そういうやはり周知をしていって、それよりももっと高いところがいいんですけども、そういった避難場所に行っていたらいいように、ぜひ周知をしていただきたいというふうに思います。

また、江田島市ですけども、島嶼部ということなんでしょうか、県下一の、ここは4.1メートルの想定が出てあったせいか、ほかの市町にはない、市民全体で避難訓練を行ったということであります。100%ではないんでしょうけども、やはり市民全体を対象にするという、それは大変なことだと思います。そういった危機感がやはり欲しいなというふうに感じております。

今回、竹原市では、広島県内一斉に行う大避難訓練、防災訓練に参加するということがありますので、ぜひ危機感が表面に出るような、避難訓練でも実際に即した訓練でなければ意味がないというふうに思っておりますので、地震に対して、どの時点でどこまで逃げるというふうに、誰を連れて逃げるというところまでをぜひ周知していただきたいというふうに思っております。

最後に、職員の市外研修であります。答弁を聞いておると、大変勉強されておることです。ただ、私が言う、この研修というのは、議員もそうですけども、視察を含めた研修のほうがいい場合もあるというふうに思っております。我々も、経験上ですが、やはり読むと、聞く、見る、行くでは大違いであります。ぜひいろんな場所に行って、見ていただいて、そこでの苦労話を聞いていただいて、やはり何かをなすには大変な苦労があるというところでありますので、そのあたりを体験談、経験談にさせていただいて、生かしていただきたいという思いであります。

ところで、竹原市では、職員の県内外、海外、こういった視察研修の制度というものはあるんでしょうか。

副議長（道法知江君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 海外への研修ということでございますが、竹原市独自でそういった制度というものは設けてはございませんが、広島県内におきまして、これは広島県の市町村振興協会のほうでしておられる海外派遣研修というものは実施をされておられます。これは、県内の23市町全ての団体が加盟をしております、それぞれ1団体1名ずつ参加をして、研修を深めております。諸外国におけます行政の制度でありますとか、産業、文化、歴史等の調査研究を行うことによりまして、総合的な行政能力の向上を図る

と、また、国際的視野の見識を持つというようなこと、あるいは行政環境の変化に対応した地方自治の進展に資するというような、こういったような目的を持って研修を実施しているものでございます。

以上でございます。

副議長（道法知江君） 5番。

5番（大川弘雄君） 竹原市としては制度はないようですけども、ぜひそういうものをつくっていただいて、県議会のほうでは、どうも海外の視察研修は云々というふうにありますけども、私は、先輩議員の経験からしても、自分の経験からしても、もっともっと海外を見に行くべきだというふうに思っております。それは、全額どっかの負担というわけにはいかないでしょうけども、それは多少の補助であったり、いろんなことを工夫しながら、ぜひ見ていただきたい。見た人は、本当に行ってこいよと言います。やはりそういうことが大事なんだと思うんです。世論、いろんな人は、税金を使って遊びに行くという人がいますけども、私は実際自分たちも行っておりますし、遊びで行っておりません。大変な勉強になります。ぜひこういった人間力というものをレベルアップしていただいて、それがひいては竹原市のためになるんだということを市民の皆さんにも理解していただきたいという思いであります。

世の中日進月歩であります。竹原市のためには、我々議員も含めて、そういう研さん、研修、視察といったものが大事だというふうに考えておりますので、ますますの発展のためにお互いに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（道法知江君） 以上をもって大川弘雄君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

議事の都合により午後1時まで休憩をいたします。

午前11時16分 休憩

午後 0時58分 再開

〔議長交代〕

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後0時58分 休憩

午後1時13分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

お手元に日程表その2を配付いたしております。この日程表とおりに会議を進めます。

日程第1

議長（稲田雅士君） 日程第1、報告第4号和解に応じることについて、事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第4号和解に応じることについて、御説明申し上げます。

本案は、広島高等裁判所に係属していた訴訟に関し和解に応じることについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年4月8日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

この訴訟につきましては、平成23年8月18日、市道立通線の市道認定が無効であることを確認し、当該市道の一部を返還する旨の訴えが広島地方裁判所に提起され、平成24年11月22日に請求棄却の判決がなされ、同年12月7日に広島高等裁判所に控訴が提起され、同裁判所に訴訟係属していたものであります。このたび原告が和解意思表示をし、かつ同裁判所からの和解の勧めがあったことから、この和解条項について検討したところ、和解に応じることが有益であると判断し、また訴訟の判決言い渡しが平成25年4月26日に予定されていたため、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分したものであります。

何とぞ、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

日程第2

議長（稲田雅士君） 日程第2、報告第5号竹原市税条例の一部改正について、事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第5号竹原市税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、竹原市税条例の一部を改正し、同日から施行する必要性が生じたため、地方自治法第179条の規定により、同年3月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

その内容といたしましては、固定資産税及び特別土地保有税につきましては、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る納税義務者の特例措置を廃止するとともに、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る同法に規定する協定倉庫について、固定資産税の課税標準を締結後5年間はその価格に3分の2を乗じて得た額とする特例措置を講じることとするものであります。

何とぞ、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

日程第3

議長（稲田雅士君） 日程第3、報告第6号竹原市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第6号竹原市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本案は、地方自治法税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、竹原市国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第179条の規定により、同年3月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を講じることとするともに、国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年目までの間に限り当該移行した者を含めて算定することとしている措置を恒久化することとするものであります。

何とぞ、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

日程第4

議長（稲田雅士君） 日程第4、議案第39号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第39号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、竹原市の区域から選出されております人権擁護委員のうち原田千鳥委員が、平成25年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き推薦したいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

原田氏は、平成7年4月から平成17年3月まで竹原市体育指導委員を務められ、平成13年4月から竹原市大乘公民館長に就任され、現在に至っております。

常に温かい人間性を基調とした深い理解と愛情を持って、ひたすら住民の福祉の向上のため熱意を持って活躍されており、地域社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考えます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案とおり可決されました。

日程第5

議長（稲田雅士君） 日程第5、議案第40号市道路線の変更についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第40号市道路線の変更について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、道路法第10条第3項の規定により、市道路線を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

今回変更する路線は、市道千匹線及び市道仁賀小学校線の整備完了に伴い、起終点の変更する道路2路線であります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議長（稲田雅士君） 日程第6、議案第41号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第41号工事請負契約の締結について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市立竹原小学校屋内運動場新築工事の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この工事は、昭和56年以前に設計施工された、いわゆる旧耐震基準の施設のうち、耐震診断を行った結果、早急な対応が必要であると判断いたしました竹原小学校の屋内運動場について、建築後40年以上経過し、老朽化も激しいことから、建てかえ工事を行うものであります。

新築する屋内運動場の構造及び規模につきましては、鉄骨造2階建てで、ガルバリウム鋼板葺きで、延べ床面積は1,342平方メートルであります。この屋内運動場には、収納付きステージ、アリーナ、会議室、器具倉庫、更衣室、トイレ、多目的トイレ、多目的室を備えており、学校教育活動の充実や災害時の避難場所の円滑な運営が図られるものと考えております。また、トイレは、屋外からも入ることができる設計とし、休日、夜間のグラウンド利用者の利便性の向上を図っております。

契約の方法につきましては、指名競争入札とし、工事の規模、工期、施工実績及び地元発注などの観点からさまざまな検討を行った結果、市外及び市内の建設業者が自主結成した共同企業体により施工することといたしました。

本年3月7日に指名業者選定委員会において共同企業体の構成員となるための要件を満たす業者の中から予備指名業者の選定を行い、市内業者につきましては、創建ホーム株式

会社、株式会社三好組、株式会社勝谷組、有限会社植田組、有限会社岡組、株式会社中国工業開発の6社を、市外業者につきましては、広成建設株式会社、株式会社増岡組、大之木建設株式会社、株式会社共立、山陽建設株式会社、平原建設株式会社の6社を選定いたしました。

これらの業者間で自主結成された共同企業体5社による指名競争入札を本年4月17日に執行したところ、税抜き2億2,750万円の予定価格に対し、落札額2億1,970万円、落札率96.57%で、平原建設株式会社・株式会社勝谷組竹原市立竹原小学校屋内運動場新築工事共同企業体が落札したものであります。

契約金額は、落札額に消費税相当額を加えた2億3,068万5,000円であります。

工期につきましては、完成期日を平成26年3月15日と定め、教育委員会、学校現場と連携を密にし、安全を確保すべく厳正な管理監督を行い、工期内完成に努めてまいります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議長（稲田雅士君） 日程第7、議案第42号竹原市子ども・子育て会議条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第42号竹原市子ども・子育て会議条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法が施行され、市が設置する子ども・子育て会議に関し必要な事項について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

子ども・子育て会議は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員並びに子ども・子育て支援事業計画に対し意見を述べるほか、市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を調査審議するために設置するものであります。

条例案の内容につきましては、子ども・子育て会議の組織、委員の任期及び報酬、会長の職務等、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議長（稲田雅士君） 日程第8、議案第43号竹原市税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第43号竹原市税条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、まず延滞金につきまして、その割合を引き下げることとするものであります。

次に、市民税につきましては、個人の市民税の住宅借入金特別税額の控除について、適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長することとするものとし、また東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができるものとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第 9

議長（稲田雅士君） 日程第 9、議案第 4 4 号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 4 4 号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整理を行うものであります。

改正の内容につきましては、地方税法及び租税特別措置法の一部が改正され、条項が移動したことに伴い、条例において引用している条項の整理を行うものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0

議長（稲田雅士君） 日程第 1 0、議案第 4 5 号竹原市手数料条例の一部を改正する条例

案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第45号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

改正の内容につきましては、政令で定める事務について船員手帳の再交付が明確にされたことに伴い、船員手帳の再交付に係る手数料の額を定めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11

議長（稲田雅士君） 日程第11、議案第46号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第46号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の利率について見直しが行われたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、地方税に係る延滞金の利率が引き下げられたことに伴い、介護保険料に係る延滞金の利率についても、地方税と同様に引き下げることにするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12

議長（稲田雅士君） 日程第12、議案第47号竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第47号竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の利率について見直しが行わ

れたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、地方税に係る延滞金の利率が引き下げられたことに伴い、後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の利率についても、地方税と同様に引き下げることとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13

議長（稲田雅士君） 日程第13、議案第48号平成25年度竹原市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第48号平成25年度竹原市一般会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。議会費においては、議員の報酬、活動に要する経費として、政務活動費294万円を追加計上しております。

総務費においては、総務課一般事務に要する経費として、訴訟代理委託料144万9,000円、住民協働支援事業に要する経費として、宝くじコミュニティー助成金を活用し

た自治サポート助成金250万円、市税過年度償還金等に要する経費として、市税に係る過年度還付金980万円、合わせて1,374万9,000円を追加計上しております。

民生費においては、子ども・子育て支援新制度に要する経費として、新制度に向けた計画策定委託料など334万8,000円を追加計上しております。

労働費においては、緊急雇用対策基金事業に要する経費として、情報発信活性化事業委託料2,097万円を追加計上しております。

商工費においては、商工業振興対策に要する経費として、竹原工業流通団地への進出企業に対する施設整備奨励金173万1,000円を追加計上しております。

消防費においては、消防団運営に要する経費として、宝くじコミュニティ助成金を活用した消防用備品購入費84万9,000円を追加計上しております。

教育費においては、小学校施設整備に要する経費として、竹原小学校屋内運動場新築工事関連経費の減3億2,554万5,000円、「山・海・島」体験活動推進事業に要する経費として、児童の体験活動委託料17万円、文化財保存事業に要する経費として、宝くじコミュニティ助成金を活用した指定文化財保存事業補助金250万円、合わせて3億2,287万5,000円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として、国庫支出金5,245万3,000円、市債2億1,810万円を減額計上し、県支出金2,402万7,000円、諸収入580万円を追加計上するとともに、一般財源として財政調整基金繰入金3,856万2,000円を減額計上することにより、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ2億7,928万8,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ121億254万5,000円となるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度の施行に向けた事業計画の策定及び緊急雇用対策基金事業に係る情報発信活性化事業に関し、その委託業務の期間及び限度額を定めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

4番。

4番（山村道信君） 補正予算の労働費に関してお尋ねしたいと思います。

この補正予算、緊急雇用対策基金事業ということで、情報発信活性化事業委託料と銘打

たれまして、2,097万円という金額が計上されております。これ聞くとところによると、竹原ケーブルネットワーク株式会社に資金援助されるというふうに聞いているわけですが、ここの、略します、タネットさん、一昨年前においては利益を上げられ、株主さんにおかれては10%の配当をいただいたということを伺っております。その一方で、昨年9月ごろに、営業に従事されておられた2名の方を削減されておられます。また、技術職の職員の入れかわりも、立ち上がって3年少々にもかかわらず、多いと聞かされております。

我々一般企業において、直近1年未満に解雇した職員があれば、業績不振に伴う緊急雇用対策助成金や高齢者雇用助成金等、国からの援助が受けられないというのが現実でございます。企業によっては、それがゆえ、あたかも自己退社させたようにし、解雇という言葉を使わず、削減している事業所も少なくございません。そうした中、今回の2,097万円もの事業委託料を交付されようとしているわけですが、ちなみにこれは県からの交付金的な性格なのでしょうか、それとも助成金的なものなのでしょうか。まず、これが1件でございます。

これにより、営業職含め、4名の雇用を考えられておられるようでございますが、調べてみましたところ、職員の平均年収が300万円弱と聞かされております。恐らく既存社員との格差を考えると、特別職でない限り、雇われる社員の方も300万円前後の年収と予想されるわけでございます。支給された、このお金は、雇用以外にも使えるものなのでしょうか。これが2つ目でございます。

また、1年雇用ではなく、長期雇用を条件に助成されるようでございますが、その確約、長期雇用である確約はとれているのでしょうか、これが3つ目。

通常、4名もの雇用を維持し続けることは、企業規模から考えても大変であることが想像されます。せつかく職につかれても、業績が上がらないから解雇されることは往々に考えられるわけでございます。その場合、それに対する対処も、民間企業に対して、市としてはできないこともわかっております。そうした中で執行されようとしておられるわけでございます。ちなみに、昨年の3月までに4,000件の加入率を目標を立てたと聞いております。今現在のタネットの加入状況もお答えください。

以上です。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

総務課長。

総務課長（桶本哲也君）　今回、補正予算でございますが、情報発信活性化事業の委託料でございますが、まず最初に、この緊急雇用対策基金事業、このお金については県からの交付金なのかどうかということでございますが、これは県が基金として積み立てたものをこうした緊急雇用対策にということで交付されるものというものでございます。

このたびは、本市が整備をいたしております情報通信基盤をタネットに貸し出しておるわけですが、タネットが、この情報通信基盤を使って事業運営を行っているということから、番組制作の充実でありますとか、広報活動等によりまして、市内各地域のPR等の情報発信を行う、また情報交流の活性化を促進するため、広島県に要望をいたしまして、このたび採用される見込みとなっているという事業でございます。

それで、この基金につきましては、雇用以外にも使えるものかというものでございますが、この基金のまず半分、この事業の2分の1以上を雇用に使わなければならないというものでございます。それ以外のものは、またそういった事業に使うことができるというふうになっております。

それから、長期の雇用ということでございますが、このたびは、雇用期間につきましては1年間を想定をいたしております。したがって、来年度への債務負担行為をあわせて提案をさせていただいてるところでございます。その1年間が過ぎましても、タネットのほうには継続して雇用していただけるように市のほうからはお願いをしてみたいというふうに考えているところでございます。

それから、現在のタネットへの加入件数という御質問でございますが、現時点では、3,300件の加入件数でございます。

以上でございます。

議長（稲田雅士君）　4番。

4番（山村道信君）　現時点では3,300件、全く変わってもおりません。ふえてもおらず、若干減ったんじゃないかという話は聞いております。たしか、事業委託という位置づけで運営していただいていると思うのですが、そうした場合、業績いかんによっては業者変更することも可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。また、契約期間があるのであれば、お聞かせいただきたいと、こう思います。

そして、交付金ということになりますと、なかなか使途の会計チェックということに対して難しいものがあるんじゃないかとは思いますが、そういったことができるのか、あわせてお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） タネットとの契約の状況というような質問かとは思いますが。

タネットのほうへ、今IRU契約という形で、これは本市が整備した情報通信基盤等の施設を賃貸借契約というようなものでございますが、まずその説明をさせていただきます前に、若干ではございますが、ちょっと経緯といいますか、その辺を御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、本市につきましては、情報通信の課題といたしまして、情報通信格差、いわゆるデジタルディバイドと申しますが、市内におきまして情報通信の格差という問題がございました。また、ちょうどアナログテレビから地デジテレビにかわる時期が迫ってたというようなところで、情報通信の格差を解消する、あるいはそういった市内にはテレビの難視聴地域もございましたので、そういった難視聴地域を解消すると、そういった課題がございましたが、なかなか情報通信基盤を民間のほうにお願いをいたしましても整備ができなかった。ただ、市のほうも、整備をするには相当の経費がかかるということで、非常に解消することは難しかったという状況がございましたが、国の経済危機対策の関連の予算を活用するということができることになりまして、こういった情報通信基盤を整備するということになったものでございます。

市が整備をいたしました、この施設を借り受けてサービスを提供すると、こういった運営事業者を選定をするために、県内のケーブルテレビ局等に提案を依頼しましたが、竹原ケーブルネットワーク、タネットのみ応募ということになりまして、これはプロポーザル方式で公募をしたわけでございますけれども、そういった経緯でタネットのほうに運営事業者として決定をさせていただいたというところでございます。その後、基本協定を締結をいたしまして、本事業における設計業務をタネットと契約をいたしまして、基盤の整備を行っていったというものでございます。

したがって、タネットのほうとの契約ということでございますが、一定には、借り手、タネットさんのほうですが、に不測の不利益が及ぶことのないよう一方的に破棄し得ない使用権を設定する長期安定的な賃貸借契約を結ぶということでIRU契約を締結をさせていただいてるわけございまして、契約期間は平成23年4月から10年間ということで契約をさせていただいております。一定には、解約といいますか、解除要件というのも定めておりますので、そういった解除要件に該当すれば解除というようなことはなり得るものでございます。

それから、そういった基金のチェックということでございますが、これは、一定には広島県から交付されるというものでございますので、広島県の監査というものでチェックをされるというものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） ありがとうございます。

さて、ケーブルテレビについては、どこの市町においても加入件数が伸び悩んでという実態がございます。

この加入件数、竹原においては、25%という数値。恐らくほかの市町においても、そういう数字じゃなかったかと思えます。しかしながら、巨額な税金を費やした意味においては、やはりこういった加入件数の伸び悩みというのは、首をかしげる問題だと思えます。少なくとも市の世帯数の1万2,000有余の世帯数の8割の加入を実現しないと、この情報基盤整備ということが生かされてこないと、私は考えているわけでございます。いま一度、市としての数値目標を提示し、履行できないのであれば、頑張っている職員を雇用する条件で、指定業者を変更するというのも、そういったことも強く考えて、訴えていく必要があるんじゃないかと思えますが、これ最後の質問としてお尋ねいたします。

議長（稲田雅士君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 加入件数により、業者の変更をしてはどうかというふうな御提言でございますけれども、一定には起業後、今3年をたちまして、ゼロからのスタートで、今25%と。議員がお話しのように、やはり新規のケーブル事業の場合、なかなか加入がふえてこないというのは全国的にも状況がございます。もちろん地域の全てが難視聴地域に入ることになりますと、これは状況がまた違うということではあります、本市のように、いわゆるテレビの受信環境が一定には良好なエリアもたくさんある町においてケーブル事業を始めたということにつきましては、やはり山間部による難視聴地域のいわゆる是正、それから超高速ブロードバンド環境の整備というふうな目標がございまして、いろいろな目標の中でこの事業を推進する必要があるということで判断をさせていただいたところでございます。

今後においても、やはり加入促進というものは当然経営に直結する話でございますので、事業者としては最大限努力しなきゃいけないというふうに考えております。その目標数値を今幾らに定めるということについては、我々としては明確な数字を持っておりませんが、当初からお話をしておりますとおり、加入率そのものは、多ければ多いほど効果が

上がるというふうなことで考えておりますので、事業者にも今後も要請をし、さらに行政として協力できる部分は協力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それでは、質問させていただきたいと思います。

2, 097万円の公金っていいですかね、これを使って、主な目的は緊急雇用対策ということであろうと思うんです。それで、先ほど情報通信基盤、情報発信活性化事業ということで、タネットのほうに委託するということでした。

それで、特に1点目は、人件費にかかわってお尋ねしたいんですけども、先ほどの質問の中で、2, 097万円のうち半分以上を人件費に充てるという、その説明もありました。ここで聞きたいのは、半分以上、1, 050万円そこそこになりますと、先ほど4人というふうなのがありましたけども、250万円余りになりますよね。月にしたら20万円ということで、いろいろ社会保険とかいえば、相当やっぱり賃金的にどうかなということで、そういったことを前提にして質問したいのは、何人雇用かと、どういう職種なのかということと、まずちょっと教えていただきたいと。これまでのすり合わせでいってやっぱりやられてるでしょうから、雇用形態はどうなのか、そういうことを含めて、どういった職種、どういった業務の仕事を想定して、こういった事業の予算等を措置されたのかということが1つ。

それと、雇用問題にかかわるんですけども、先ほど2名のやめられたということも話がありましたけれども、ただ民間に委託するから、民間任せでわかりませんよということでは済まない問題だと思うんです。それは、やっぱり公金ですから、一定の監視なり歯止めをかけないと、2, 097万円を渡して、半分以上人件費ですよと、あとは任せますよということでは、市の責任が果たせるとは言えないと思うんです。ですから、例えば先ほど職種の問題、雇用形態の問題質問しましたけれども、少なくともきちっと勤務時間や残業代や、こういった労働基準に基づく雇用が最低限きちっと確保されてると、厳守されてると、これぐらいの監視とか確認はしないと、私はやっぱりいけないんじゃないかなと。これは、公金ですから。民間の会社が自分のお金で一定のルールがありますけれども、そういった労働基準法というのは民間も適用されるわけですから、こういったルールのもとで事業活動をやられるということもあります。それにあわせて、これは公のお金ですからね、とりわけやっぱり厳しさといいますか、安定した雇用を今必要とされてるわけですから、せめて勤務時間は残業代、その雇用、労働基準法をきちっと守ってるかというぐらい

の報告なりチェックはする必要があると思いますけれども、この2点目についてちょっとお尋ねしたいと。

それから、さっき言った職種の問題ということをちょっと触れましたけれども、具体的な総務委員会の分で傍聴しておりますと、番組制作ということでちょっとありましたから、そのことについて、先ほど職種の問題の質問にかかわるかもしれませんが、もう少し詳しく、雇用とのかかわりで、人を雇用して、そういった業務をしてもらったということをやっぴりもう少し、番組制作ということをちょっと言われましたので、その中身、委託の中身についてお尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 3点御質問をいただきました。

まず、新規に何名雇用するかということでございます。

技術職の方を2名、事務職の方を2名、4名新規で雇用する予定でございます。

それから、こうした公金でございますので、先ほどもございましたチェックをどうするのかという御質問でございますが、一定に市のほうにも当然報告は受けるということでございますので、市のほうでもそういったきちんと使われてるかというところについてはチェックはさせていただくことになろうと思います。

また、3点目、4名の雇用の方、どういった職種かというような御質問でございます。

このたび、先ほど少し申し上げましたけれども、地域の情報交流ですとか情報発信ですとか、そういったのは地域のPRといいますか、そういった番組制作の充実を図るか、あるいは市外のほうに向けた竹原市のPR番組の制作ですとか、現行放送しております質とかというようなものの向上、そういったことをやっていただくために、そういう技術者のノウハウの向上ですとか、そういうノウハウの習得ですとか、そういったところを新規雇用者の方にはやっていただくようなことになろうかと思えます。

それから、あと、過去に放送したような番組、放送分を活用したアーカイブスといいますか、そういったものとか、それからホームページを活用して、ホームページを充実をさせて情報発信を行う、映像を配信するとか、そういったようなところで、合計4名の方を雇用いたしまして、事業を行っていくものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 1つ、雇用問題、その労働条件の問題ってことで、一定の報告と

かといういろいろありましたけれども、そこはきちっとやっぱり委託として公金を支出するわけだからね。だから、民間だから縛りが、後はその企業の自主性に任せますよという緩い段階で、それではいいのかなというのが私は大変気になるわけです。ですから、それはいろいろ先ほど意見もありました、2名やめられてるとかという件もありました。ですから、やっぱりきちっとそこは、公金なんだから、労働基準法ぐらいきちっと守らせるぐらいの監視をしないといけないですよ、逆に言うたら。それを守らんかったら、委託先をかえると、そういった思い切ったぐらいの対応でやらないと、それはどこの企業も苦労してるわけだから。特に、公金で支出する場合は、それだけやっぱり監視の目とかやるのは当然じゃないですか。だから、単なる報告を受けてそれで済ますということでは、いかんですよ、やっぱり。

この4人は、正規雇用なんですか。それをちょっと確認したいということと、1年間のこういう支援といいますかね、これで逆に言うたら、私は社長だったら、パートしかできませんよ、それやったら、不安定雇用といいますかね、私が社長じゃったらですよ。それは、タネットさんにはちょっとわからんけども。だから、あえて聞きたいのは、4人をどういう雇用形態するんかということをお前は言ったけども、はっきり答えない。1年しか支援をしなかったらどうすんですかということのかかわりで、そこまで見越してやっぱりやらないと。ただ1年こういう県の交付金があったから、それに飛びついて、やりますよと、後はちょっとわかりませんと言うのでは、お粗末過ぎると。公金の支出ですから、そこで働いて4人雇用ふえるのはいいことですよ。だから、きちっとやっぱりそこで頑張ってもらおう。そのためには、きちっとした賃金も出す。働く環境は、当然雇用条件の問題は、あえてここで言わなくてもよいぐらいにきちっと報告をさせると、指導するということは、ここではっきりすべきじゃないですか。ですから、雇用形態、常勤雇用かなんか含めて、その点についてもう一度お尋ねしておきたいと。

それから、4人雇用して、どういった番組の充実、番組制作ということもありましたけれども、アーカイブスとかホームページとか言われましたよね。その分と、私がちょっとその関連といいますか、ちょっとわかりにくいのは、当初予算、2013年度、平成25年度の当初予算で、情報通信に関する経費の中で、経費として2,480万1,000円が予算措置してタネットへ支出するんでしょけども、その中に1,260万円という放送委託料がありますよね。これは、各いろんな番組制作のために、市が、市にかかわる番組制作のためにこれだけやっぱりお金を出していると、番組制作してもらっていると。だ

から、1, 200万円もやってるわけでしょう。それに比べて、また2, 000万円出すわけですからね、もう少し明確な、こういったやっぱり番組を充実する、そのために4人の人が必要なんだと、そういったことを議会で明らかにして予算措置をしないと、私は、アーカイブスじゃホームページ云々と言うだけで、じゃあ当初予算1, 260万円は何なんか。それに倍するような予算を、4人も配置するような予算を組んで、物すごい期待すんだけど、さっき言ったアーカイブスとかホームページというようなこと言われるから、ちょっとわかりにくいんですよ、そこのほうが。ですから、もう少しわかりやすく、放送委託料1, 260万円は、当初予算でやってると。この番組がそれぞれありますよね。だから、これとは違った2, 000万円投資、投資といいますか、2, 000万円をタネットにつき込む、人も4人配置する、番組の制作もこれだけやっぱり充実させるんだと、その説明責任を果たさないかんです、あたたたち、きちっと。

議長（稲田雅士君） 商工観光室長。

商工観光室長（國川昭治君） 緊急雇用対策基金事業につきまして、制度の概要、また労働条件の確認等について説明をさせていただきます。

今回の緊急雇用対策基金事業につきましては、これまでの基金事業と違いまして、新たに新設された事業でありまして、起業支援型地域雇用創造事業ということでありまして。この内容といたしては、起業後10年以内の地元企業を委託対象とすることで、地域に根差した継続的な雇用の受け皿を確保することを目的としております。

今回の雇用につきましても、継続的な雇用を目的としていますので、引き続き継続雇用をしていただくよう要請してまいりたいと考えております。

また、補正の情報発信活性化事業につきましては、労働基準法も含めまして、各補助要件等に該当し、市の行政課題の解決、かつ雇用の創出が見込まれる事業といたしまして申請されたものでございます。

また、労働条件の確認につきましては、雇用条件は労働条件通知書というものを提出、またハローワークのほうにも提出いただきまして、ハローワークを通じて募集をさせていただいているところでございます。

労働条件等につきましては、この通知書をもって確認させていただくという手続になりますので、労働基準法等については適切に執行されているものと考えているところでございます。

以上です。

議長（稲田雅士君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君）　続きまして、行政情報発信業務委託料として、当初予算に1,260万円計上をさせていただいておりますが、この委託料の内訳でございますが、これは市の行政情報を発信する経費として委託をしているものでございまして、これタネットで放送をしていただいておりますが、行政情報番組「たけはら市だより」、これが1,260万円のうち、これは月2回番組を制作をいたしまして放送をいたしているもので、これが732万円でございます。それから、市議会の中継でございます。これが、年間で240万円でございます。それから、行政情報を文字放送で発信をさせていただいておりますが、この文字放送の委託料が年間48万円、そのほかタネットの生ニュースというのがございますが、その中で行政情報を発信をしていただく場合もございます。それが180万円、合わせまして、これは消費税込みでございますが、1,260万円ということでございます。この1,260万円につきましては、市の情報を発信するための経費ということで御理解いただければと思います。

議長（稲田雅士君）　11番。

11番（松本　進君）　3回の質問になりますけれども、雇用問題でいえば、私はやっぱり4人を雇って、それで雇用形態はどうなんかということを探ねました。それで、また1年間の支援ということで、私が社長だったらどうすのかなと、支援がなくなったら、それ以上同じように雇用継続させようと思うたら、新たにやっぱりそれだけ収益を上げなきゃいけないですよ。しかし、さっき言われたように、この1年間の分の加入件数は100件ぐらいですか、ほとんど余り変わってないという状況でしょう。だから、それ厳しい状況ありますよね、それは、どなたが経営されても。だから、そういうことを前提にして聞いてるわけだから、常用雇用でやっぱり4人雇うんか、雇用形態はどうなんか、そういうことが担保されなかったら、その場その場の対応じゃないですか、常用雇用で1年間で、支援がずっと続くんならまだしも。じゃったら、その支援が打ち切られた後、最低限1,000万円以上というのは大分安い賃金なんだけども、その収益を確保しなくちゃいけませんよね。そこのすり合わせはどうなってるんですか。もう一回、4人の雇用形態は常用なんか、1年間で支援がなくなった場合は、継続雇用が原則だって、あなたは言うけども、どうするんか、収益を上げるめどがあるんですか。そういったことをきちっと説明責任を果たさなきゃいけないよね、が1つと。

もう一つは、さっき1,260万円の分は、私も説明事前に受けました。ですから、当初予算では、今言われたような、市議会の中継を含めてね、4つの事業で1,260万円

の放送番組制作料を委託してるわけでしょう。それで、今度の新しい分は何のためにやるんか、それ聞いたら、アーカイブス、ホームページ、そこもう少し説明してくださいよね。2,000万円で、私は、一千何ぼが、50万円ぐらいが人件費じゃと、ちょっと少ないと思うけどね。あなたの試算で半分以上、1,100万円、例えばの例ですけど、人件費が。あと900万円余りはホームページのアーカイブスのあれで要るんですか、そんなに。だから、そこはわかりやすくちょっと説明してください。だから、市の1,260万円、当初予算以上に、どういった、それは今言われたようなアーカイブスが何ぼかかる、ホームページの分が幾らかかる、だから2,000万円要りますよという、人件費含めてね。これ最後になりますから、そこはやっぱりわかりやすく説明しないと、何かちょっとおかしいなというんが、誰でも思いますよ、それは。だから、もう一回聞くけども、雇用形態はどうなんか。常用雇用だと、継続雇用と言われるんだからね、1年で支援なくなったらどうするんか、そういったところは詰めておかななくちゃいけない。これが大きな1点。

2点目は、さっきデンシセンに送る260万円の当初予算の中身は聞きました。それ以外に、はっきり金額わからないけども、2,000万円余りの中のどれだけが制作番組のどういう内容のお金を使うのか、そういった説明をやっぱりちゃんとしないと、こういう予算化すべきじゃないよねと思いますが、説明してください。

議長（稲田雅士君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） まず、雇用形態の話でございますが、先ほど課長が御説明申し上げましたとおり、この緊急雇用対策基金事業の制度上の趣旨からいえば、1年間の事業でございます。その中で4名の雇用がございますので、基本的には1年間ということでございますが、先ほど来説明を申し上げておりますとおり、継続雇用を前提とした雇用として事業者には要請をしておりますし、これからも要請をしまいたいということがございますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、この事業を活用することによって、その内訳経費としての内容が明らかじゃないじゃないかということもございますが、既に皆さん御承知のように、タネット番組の中では、行政情報の番組と、それからタネット事業者が独自に制作をされる番組等々、いろいろ構成がございます。行政情報を発信するために必要な経費については、先ほど課長が説明を申し上げましたが、経費を積算する中で積み上げたものを経費として毎年支出をさせていただいております。

それから、現在課題でございます、いわゆる他市町でも実施しておりますが、議会情報を今タネット番組では放送をしておりますけども、いわゆるネット上の配信で、例えば議会中継を発信するとか、そのようなさまざまな情報発信手段というものが、まだ竹原のこの情報推進基盤を使ってできてない部分もあるということがございまして、このようなものも実現に向けた新たな技術者雇用者の採用でトータルのタネットの体制としてカバーできないだろうかということが1つございます。

それから、いわゆるケーブルテレビがスタートして、3年が経過いたしました。その間、さまざまな年間行事でありますとか、新たな新規の事業、それらを今までいわゆる媒体としてタネットさんは蓄積をされておられます。それは、イコール竹原市の今までの歴史文化の伝統伝承につながる情報でもございますので、それらをアーカイブス化することを目的として、さらに情報の蓄積というものも積み上げていっていただきたいというふうなことをもって、我々としたら、行政政策の補完ということにつながるということをもってこの事業を採用させていただきたいということで、このたびお願いをさせていただいているものでございますので、その点御理解いただければと思います。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、先ほど質問しました情報発信活性化事業委託料2,097万円、これは補正予算から削除すべきだというふうに思います。雇用形態の問題を聞いても、きちっとした説明責任が果たせない。常用か、そういう勤務形態ですね、これが1年間の支援しかないわけですから、このまま雇用する、雇用の確保というのは必要なんですけれども、別なところで1年間で支援が打ち切られた場合は別の対策を考えないと、実際そこで働く人の賃金は限りなく削減されるということしかありませんよ。別の収益なり、それは竹原市が支援するという担保があるなら、そこはそういった含みを持って説明責任を果たさなくてははいけない。あとは、労働時間の厳守等を含めて、きちっとそういった公金を使つての雇用確保ということまでもなかなか説明できない。

3点目には、やっぱり当初予算とは違った、この積み上げをここで説明して、アーカイブスのいろいろデータの蓄積なら、そのために300万円、400万円要りますよと、そういった積み上げの積算がやっぱりあるんが補正予算の説明でしょう。だから、人件費がどこまでいくかわからん、アーカイブスの予算がどうかかわからん。ただ、こういった緊急

雇用事業があったから活用してもらおうという面で、本当にこのお金が生きたお金に使われるという面で、私は大変疑問を持たざるを得ません。ですから、この予算は、補正予算から私は削除すべきだという意見です。

それから、2つ目には、政務活動費の290万4,000円、この反対理由は、3月の条例のときに申し上げました。1つは、今の市民の生活、あるいは去年の保険料等の負担増、こういった市民の置かれた状況から、今値上げすべきではない、こういう活動費を値上げすべきではない。2つ目には、この大臣通達にもあったように、こういった使途の基準、何に使うのかということについて、市民に明らかに説明する。半年、1年かけて十分な説明してもいいじゃないか。大臣の通達の趣旨だと思うんです。これがやられていない。3点目には、議会の民主的なルール、我々にかかわる問題だから、せめて大多数の賛成だということを3月議会では申し上げました。これが主な反対理由の意見であります。

そして、この間、少し指摘させてもらえば、情報公開を請求いたしました。この中をちょっと見させていただくと、視察旅費等が支出されておりますけれども、本来何のために、どこで行って勉強したり、見たり、こういった視察目的をきちっと明記しなくては行けない。そこが曖昧なところがあります。そして、もう一つは、政党の活動、それと混同するような支出も見受けられる。こういったところは、きちっとやっぱりやらないと、この政務活動費の手引き、あるいは3月に提案者から説明したように、我々議員の支出、調査研究活動を充実させると、本気でそういう目的で使われていくことを切にやっぱり私は、特にここで注意を促して、この予算についても私は反対であります。したがって、この2つの情報発信活動事業費、政務活動費については、補正予算から削除すべきだという意見を持って、反対としたいと思います。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、15時5分まで休憩をいたします。

午後2時47分 休憩

午後3時03分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第14

議長（稲田雅士君） 日程第14、議案第49号特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から朗読をさせます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第49号特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、市長、副市長及び教育長の給与について、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの給料月額を減額する特別措置を行うものであります。

改正の内容につきましては、市長、副市長及び教育長の給料月額について、現在、それぞれ10%、7%、5%を減額する特例措置を実施しているところではありますが、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、市長においては20%、副市長においては12%、教育長については10%を減額することとするものであります。

国においては、東日本大震災を受けて、平成24年度から2年間国家公務員給与の減額措置が実施される中、地方公務員においても、国に準じた必要な措置を講ずるよう要請があり、あわせて平成25年度の地方交付税を削減することが決定されました。

このたびの地方交付税の削減額については、市の自助努力だけでは賄い切れない状況にあることから、特別職等の給与について、さらなる減額措置を講ずることとしたものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 質問に入りたいと思います。

先ほど、市長の提案理由の説明の中でも、地方交付税は固有の財源であり、給与削減の手段とされることは、地方の自主・自立性を阻害するものであり、大変遺憾だということが明確に発言されました。

私は、端的に言いたいのは、こういった国の施策で地方自治の侵害にかかわることは、

総務委員会では、地方六団体等で抗議するということがちょっと聞きましたけれども、こういった明確な地方交付税、国の財源に対する地方自治の侵害ということが明確なものについては、市長として、総理大臣や関係大臣や国の機関に明確にやっぱり抗議を意思として示すべきだと、このことについて地方自治の根幹に係る問題ですからね、今後の地方自治の資格にかかわる問題ですから、私はいろいろ国の施策にかかわったとしても、明確に抗議の意思を総理大臣、関係機関、明確にすべきだと。地方六団体を通じてではいけない。それもやる必要があるけれども、竹原市の責任者として、明確に地方自治の侵害に対する抗議の意思を示すべきだと、これについて市長の考えをまずお聞かせいただきたい。

それと、もう一点は具体的な中身で、地方公務員の給与削減に係る地方交付税の減額、竹原市では具体的にどれだけ交付税の削減があるのか、そのことも明確に示していただきたい。それと、今回給与にかかわる影響です。この影響について明確に説明していただきたい。

それから、3点目の質問は、給与削減等でこれまで質問しました、今のデフレ不況、賃金が下げられる、物価が下がる、こういったデフレの悪循環がずっと続いているじゃないかと。こういうときに給与削減は、所得を減らすことは、全体の景気、竹原市だけじゃないんですけれども、竹原市全体の景気から見ても、今の景気対策が必要だという施策に対する逆行する施策じゃないか。個々の職員の給与削減ということでの生活にかかわるのもわかります。それで、ここの竹原市の景気は、全体が冷え込む。こういったことを国が確かにやってくるんでしょうけれども、私は、これはやっぱりずっと今までやってきた。しかし、今必要なのは、竹原市の景気を回復させる、こういう面から見ても、相当な給与の減額での竹原市の逆に物を買う力、景気回復に逆行する措置をやっているということについて、景気対策の面から市長の見解はどうなんだろうということもお尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

総務課長。

総務課長（桶本哲也君） お答えをいたします。

まず、このたびの国の地方公務員の給与削減を前提とした地方交付税の削減措置、このことにつきましては、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、また市長も御答弁申し上げましたように、地方自治の根幹にかかわる問題だというふうに認識をされており、これは、全国市長会を含めた地方六団体におきまして、強く国のほうには抗議をしていると

ころでございます。引き続き、今後もこういったことが起こらないように、やはり我々としてもそういった抗議と申しますか、それは続けていかなければならないというふうに考えております。

それから、2点目でございますが、このたびの市長、副市長、教育長の給与削減による影響額ということでございますけれども、現在、市長が10%、副市長が7%、教育長が5%の給与削減をいたしております。この4月から6月につきましては、約83万円でございます。それから、このたび市長が「10%」を「20%」、副市長が「7%」を「12%」、教育長が「5%」を「10%」、7月から来年3月、これで行うというふうに仮定をして試算いたしますと、345万円の減額ということになるものでございます。

それから、このたびのこうした給与の減額措置でございますが、この減額措置が経済に与える影響と申しますか、そういった景気に逆行するのではないかとというようなことでございます。

このたびは、国のそうした交付税削減ということによりまして行うというものでございまして、こうした景気対策、あるいは経済対策ということにつきましては、これまでもそうでございますけれども、国の経済対策等に呼応した予算をお願いをいたしまして、取り組んできているところでございまして、昨年度におきましても、3月に国のそうした経済対策に呼応した補正予算を組ませていただきまして取り組んでいるところでございますので、どうか御理解のほどよろしくをお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと答弁漏れがあったのではないかと思います。今回、次の条例になるかもわかりませんが、全体の交付税の減額と申しますかね、その影響額というのをちょっと教えていただきたいのと、それでもう一つはちょっと参考に、私はこういった提案の仕方が地方自治の根幹にかかわるという面で、管理職の給料といえども、こういった対応の仕方が本当に正しいのかどうかという面では、今本当に景気が回復させなくてはならない、個人の給与を含めて、何らかの形でやっぱり対策が要するという中で、歯車を逆行するような対策がとらざるを得ないという選択が本当に正しいのかどうかということで、まずもってしてるわけです。

これで、ここの面で、この議案の分に関連しますから申し上げますと、地方公務員の給与の削減というのが、震災復興ということで、この予算に必要なんだということで、今後25年間で10兆円の復興増税ということで国が決めました。これと伴って、地方公務員

の給与の削減、今回の特別職の給与の削減ということが、どんどんやられているわけです。

それで、ちょっと気になる記事がありましたんで、このことについて紹介して、答弁を求めたいと思うんですが。

国が先ほど言いましたように、復興増税、復興のために必要なんだということで、今後25年間で10兆5,000億円の増税を決めました。しかし、問題は、この復興予算が流用されていたということがいろいろ新聞でも報道されました。今紹介したいのは、これは6月17日のBS11で「インサイドアウト」という、この特集をされて、復興予算流用問題という特集がされております。ここで、先ほどこの番組の解説者の仁木さんという方が、被災地のために仕方がないと、この復興増税のことです、被災地のために仕方がないと、こういった国民が講じた復興増税であったけれども、流用は重大ですというふうに、この番組で発言しています。そして続いて、復興基本方針にある日本経済再生なくして被災地復興はない、こういった日本の再生なくしてという、仁木さんが紹介されて、この「日本経済なくして被災地域の復興はない」、この文言が被災地以外の流用の根拠ではないかということで指摘して、復興基本法から民主党、自民党、公明党の修正で、被災地という限定が外されてるわけです。だから、仁木さんという方は、復興増税の、復興基本法の中にある被災地という限定が外されて、活力ある日本の再生ということが盛り込まれて、その流用になったんじゃないかということが、この解説者の指摘なんです。ですから、こういった復興のためという税金の使われ方が、本当に我々は、国の関係だけでも、こんなことを許していいのか。こういったことの関係で、この交付税の削減をやってくる。地方自治の根幹にかかわる、主権侵害にかかわることをやってくるということは絶対にしてはならないということで、こういった流用問題、先ほど紹介しましたけれども、これを読んでおられなかったら紹介したいんです。この意見についてどう思われますか。被災地のために国民が増税を仕方がないと認めたけれども、被災地限定が外されて流用問題になった。こういった復興のためというんがほかに使われているということ、本当に怒りですよ。このことについて、関連しますから、ちょっと2点目としてお尋ねしておきたいと。

議長（稲田雅士君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） まず、1点目の御質問でございます。

このたびの措置に関する交付税の影響額でございますけれども、これ前回定例会のほう

でも述べさせていただきました。これに関する部分につきましては、竹原市については、人件費相当額で7,000万円という試算が出ております。

また、同時に、これは人件費削減分ではないんですが、これまでの例えば行革努力ですね、こういったものが対象になった地域の元気づくり推進費といったものが、地方交付税算定の上での基準財政需要額といったものに算定されております。これ内容につきましては、ラスパイレス指数であるとか、あるいは職員数削減努力であるとか、そういったものを行革努力と認めて基準財政需要額に算定し、それにつきましては地域の活性化ということになっております。7,000万円の減額と2,500万円の増額分があります。

2点目の御質問でございますけれども、復興税ですね。これに関しましては、目的税でございますので、御指摘のとおり、目的どおりの用途であるべきと考えております。よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） さっきの質疑に対する答弁の中で、交付税の減額影響というのが竹原市では7,000万円という、その答弁がありました。これだけ大きな地方自治、地方財源の影響ということに対して、いろいろ国がやってくる施策に対しても、私は明確な抗議の意思表示を、地方六団体だけじゃなくて、やっぱりやる必要があると。

そして、申し上げたのは、復興増税の用途の問題、流用問題をあえてここで指摘いたしました。

私は、景気対策の面から見ても、これから出る市の職員の生活の問題等を含めても、こういった人件費の削減ということは多用すべきではないということで、反対をしたいと思います。

議長（稲田雅士君） これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議長（稲田雅士君） 日程第15、議案第50号竹原市職員の給与の特例に関する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第50号竹原市職員の給与の特例に関する条例案について、提案の理由を説明いたします。

本案は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における職員の給料月額について、主事などの1級から3級の職員について3%、課長補佐、係長などの4級から6級の職員については6%、部長及び課長などの7級の職員については9.77%を減額する特例措置を定めるものであります。

国においては、東日本大震災を受けて、平成24年度から2年間国家公務員給与の減額が実施される中、地方公務員においても、国に準じた必要な措置を講ずるよう要請があり、あわせて平成25年度の地方交付税を削減することが決定されました。

本来、地方交付税は地方固有の財源であり、これを給与削減要請の手段とされたことは、地方の自主・自立性を阻害するものであり大変遺憾であります。地方交付税削減の影響が、市民サービスの低下につながることは避けなければなりません。

本市では、これまで市民や職員の理解を得る中で、事務事業の見直し、職員の定数削減など行財政改革に積極的に取り組んできたところであり、給料月額の特例措置につきましても、部長及び課長などの7級の職員については5%の減額措置を実施してきたところですが、このたびの地方交付税の削減については、市の自助努力だけでは賄い切れない状況にあることから、減額措置の対象となる職員及び減額の率を拡大し、さらなる職員給与の減額措置を講じることとしたものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） さきの議案の質疑でも行いましたが、市の職員の給与の削減、これはやっぱり地方の運営の政策にかかわる地方交付税の削減というのは、地方の主権にかかわる重大な問題だと指摘いたしました。ここで、関連する議案ですけれども、改めてこの市の職員の人数なり影響額をお聞きしたいのと、先ほど特別職のときで質問しましたよ

うに、改めて再度質問したいのは、給与の削減に伴う竹原市への経済の影響額、その影響といますか、先ほど景気回復に逆行する政策をとっているのではないかということについて市長の考えをどうなのかと。あるいは、相当大きな金額になりますから、職員の生活という面から見ても、この提案について市長はどのようにお考えなのかということだけを聞いておきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 職員の給与減額措置に伴います影響額という御質問でございます。

対象となる職員は、全職員274名でございますが、7月から来年3月まで9カ月間でございますが、総額で4,670万円の減額ということになるという試算でございます。

それから、経済の影響という御質問でございます。

先ほど御答弁申し上げましたのと繰り返しになるかも知れませんが、やはりこうした経済対策、市の景気対策、こうしたものにつきましては、これまでも国の経済対策に呼応した予算をお願いして取り組んできたところでございます。現在も、昨年度の補正予算で対応をさせていただいてるところでございますので、この点につきましては御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） この議案に反対をしたいと思います。

さきの議案と、反対討論をしましたように、こういった地方交付税の削減、それに伴う職員給与の削減というのは、地方自治の根幹にかかわる、地方自治の主権にかかわる重大な問題だということで、市長としても強く抗議すべきだということも、あえてこの場で申し上げたい。

それから、職員の給与の削減による地域経済、あるいは市職員の生活の問題、これを考えても、重大なやっぱり影響があるということは必至だと思います。ですから、先ほど復興増税の流用問題、これは国の法律にかかわる問題ですけれども、改めてこういった実態を披露させていただいて、こういった政策をとることが本当に竹原市にとっていいのかどうか、我々自体が本当に考えなくてはいけない。そういう問題からも、こういった職員の

給与の削減は今すべきでないということで、反対をしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 私は、今議会におきましても、一般質問で質問させていただきました。その時点においては、まだ本日のように、改正条例案が出されるかどうかもわからない、非常に緊迫した状況の中で、私は、理事者側におかれても、組合におかれても、よくぞこのタイミングで、この定例会でよく出していただいたと、そのことにつきましては、お互い苦渋の決断があったかもわからんが、しかし交渉にはやはりタイムリミットがあるわけでありまして、私はまさに絶妙のタイミングで御努力をいただいた労使双方に対しまして、まずもって敬意を表しておきたいと思います。

そして、もう少し私の意見を加えさせていただくならば、安倍政権において今出されております来年の骨太の素案、これの今出されておるところは、地方交付税の削減と生活保護費の削減です。18日ですか、北アイルランドのサミットにおいて、安倍総理が断言をいたしましたのは、かつての小泉政権のように、社会保障費も例外といいますか、聖域たり得ないと、こういうことになったわけです。仮に、アベノミクスが効を奏して、経済成長が達成できればいいですけれども、どうも今の我が国の経済が、我が国政府の経済運営によってだけではなかなか安定した運営ができない。例えば、アメリカのバーナンキ議長が既に金融緩和の終えんを打ち出しておりますけれども、けさでもかなりニューヨーク市場における株式相場は200ドル近く落ちてきとるわけです。そうした中で、今我々が正視をしなければならない、直視をしなければならないのは、GNPの倍にも達する、この政府、地方を合わせた1,000兆円という、この借金から誰も逃げることはできません。

なるほどさまざまな経済の学説はあります。松本議員のおっしゃるような学説もあります。また一方において、財政再建がなされなければ、いつ何どきギリシャとかスペインとかイタリアのような、まさに誰も経験したことのないような経済危機に陥るのではなかろうか。日本売りをされたときには、日本経済どうなるんだろうかと。もう既に、あの第2次世界大戦中の戦時国債をはるかに上回る借金というのを我が日本政府も、また竹原市も含めた、地方政府も抱えておるわけでありまして。誰がこの借金を担うんでしょうか。天から降ってはきません。私は、ですから、そうした政府、地方を合わせた、今我々が最大の敵として取り組まなければならない、この借金問題に対して目を背けてはいけんと思うわけでありまして。そうした中で、私は間違いなく六団体、政府に対しても協議の場において

しっかりと抗議もして意見表明をしてきましたけれども、こういう事態になって、またそれを受けて、そうした経緯を受けて、なお安倍政権において地方交付税と生活保護を含んだ社会保障費の削減というのは、恐らくやらざるを得んようになってくるでしょう。これは国際公約なんです。そうしますと、私は、さらにもし今回、もし今回ですよ、交渉がはれつするといいますかね、まともらずになっただとするとするならば、私は恐らく財政課長のほうからもありましたけれども、今回のそうした努力に対してやはり一定のペナルティーというのも加算したような交付税の削減措置というのが、来年度ひよっとすればあるかもわからない。そうした意味では、私は、どうしてもこの議会において、追加提案をしてほしいなという思いがずっとしとったわけで、私はいろいろまさに苦渋の決断で、みんなが百点満点ということにはならんと思いますけれども、そうした意味からも賛成をしたいし、同時に我々交付税も、権利とはいいいながら、借金まみれなんです。じゃあこの借金はどなたが負うのかということも、あわせて問題提起。これは、組合員も含めて、私らも含めて、お互いが直視しなきゃならない厳しい現実、逃げて通ることのできない現実ですから、そうしたことも含めて、さらにまた賃金上げよとか、どうあるべきかということについては、3月議会でもいろいろとラスパイレスの問題も提起させていただいたわけですから、また議会も含めて、全市民的な議論をぜひとも継続をして、まさに市民所得であるとか、あるいは市民感情であるとか、そうしたものも含めて、職員の賃金というものがどういう水準が最も望ましいかということについては、引き続き議論をし、あるべき姿をお互いに追求していくべきだと、こういうふうに考えます。

以上でもって賛成討論を終わらせていただきます。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第16

議長（稲田雅士君） 日程第16、発議第25－5号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 本案は、議長を除く議員全員の発議であります。よって、議案の説明、質疑、討論を省略し採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、議案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は6月18日から6月21日までとなっておりますが、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本日をもって平成25年第2回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午後3時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員